

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 2月27日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、近畿地方整備局が実施する工事の発注予定・入札公告の作成・公告等の発注手続きに関する技術的な支援を行うものであり、その業務内容から、

- ①公共工事の設計・施工方法などに精通し、専門的な技術と豊富な経験。
- ②工事の発注に関する未公表の情報について厳格な守秘が保たれること
- ③特定の者と関係を持たない公平・中立な立場。

が求められる。

よって、上記の要件を満たす（社）近畿建設協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争による企画提案書）の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度発注者支援技術審査業務

(2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局が実施する工事について

- ①工事の発注予定の公表に係るデータの集計統計管理
- ②一般競争入札を行う工事の「入札公告」などの資料の作成から公告までの発注手続きに係る技術的支援を行う。

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

近畿地方整備局が実施する工事の発注予定・入札公告の作成・公告等の発注手続きに関する技術的な支援。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
近畿地方整備局が実施する工事の発注予定・入札公告の作成・公告等の発注手続きに関する技術的な支援を行うことについて、公共工事の設計・施工方法の専門的技術を有していること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件
建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。
- (4) 守秘性に関する要件
①守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
②守秘義務の尊守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
①大阪府内に本社または営業所等があること。
②常時、技術審査業務を実施する担当技術者とその体制が確保できること。
- (6) 業務実績に関する要件
以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
①同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した、工事の発注手続きに係る技術的な支援業務
②類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した、工事の発注手続きに係る技術的な支援業務

上記条件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

- (7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件
災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。
- (8) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

【資格要件】

- 以下の①から⑤のいずれかの資格保有者であること。
- ①1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ②技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ③国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- ④国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の

設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、その経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

⑤国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

【同種類似業務の実績】

以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者であること。

- ①同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した、工事の発注手続きに係る技術的な支援業務
- ②類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した、工事の発注手続きに係る技術的な支援業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 技術管理課技術審査係

TEL: 06-6942-1141 (代) (内線3346)

FAX: 06-6942-7825

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(a) 交付期間 平成19年2月27日(火)から平成19年3月8日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(b) 申込先及び交付場所 (1)に同じ

(c) 交付方法 手渡しとする。尚、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限：平成19年3月9日(金)16時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月20日(火)16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合

であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定をうけているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること並びに平成19・20年度一般競争参加資格申請を行ったことを証明できる書類を提出（添付）しなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上